

# わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

32期(1978/昭和53年)

## 懐かしく充実していた あの頃の2年の修習



会員 田島 純蔵 (32期)

1 私は、昭和52年10月に旧司法試験に合格し、昭和53年4月から55年3月までの2年間、修習を受けた。司法研修所は、現在の和光ではなく、文京区の湯島にあり、旧岩崎邸の敷地に4階建の建物が建てられており、北側に旧岩崎邸の洋館、その前が庭となっていた。ここで、前期の4か月を過ごした後、全国の各地の地方裁判所を中心とした実務修習地に配属され、4か月ごとに、検察、刑事裁判、民事裁判、弁護の実務修習を受けた。この実務修習が終わると前記司法研修所に戻り、後期修習の4か月を過ごした。後期修習の最後には2回試験があり、合格すると実務家になることができた。

2 このころの司法試験は、今より難関で、合格率は約1.5%ほどで、受験者約2万9000人に対し合格者は460人ほどであった。合格者の平均年齢は、20代後半であり、受かるまで苦節10年とか言われた。修習生となると、全国から湯島の司法研修所に集められたが、長かった受験勉強から解放され、自由な雰囲気の中で修習が行われた。隣の岩崎邸の庭でサッカーに興じる修習生も多かった。修習が終わると湯島近辺の飲食店や雀荘に消えた。当時は麻雀の盛んなところで、多くの修習生が麻雀をやっていた。また、当時は禁煙の風習が全くない時代だったので、休み時間などは、みな廊下で喫煙し、また、司法書士をやっている修習生は、修習期間の2年は長いなどといった。

3 当時の司法試験は、憲法、民法、刑法が必修科目で、現在では民事訴訟法と刑事訴訟法は両者が必修だが、当時は、民事訴訟法と刑事訴訟法はどちらかの選択であった。このような中で、なかには、民法は全て学び尽くした、もう学ぶことはないとして司法研修所に入

ると、それまで学んだことのない要件事実の大海原が待っていた、という者もいた。大学での民法の先生の中には、私は市民社会のルールを教えている、例えば過失により損害を与えれば損害賠償責任を負うことを教えれば十分で、どちらが過失の証明責任を負うかなどは、実務家になる段階で学ばよいななどとされた。事案を検討し、訴訟物が何であり、その請求原因事実は何か、否認か抗弁か、などの教育は研修所で初めて受けたのである。相続による所有権取得の「のみ説」と「非のみ説」、消費貸借契約の「期間を定めずに」「貸し渡した。」といったことは研修所に入って初めて学んだ。ただ、当時は、要件事実が書かれた本は少なく、司法研修所刊行「要件事実第一巻」のほかは、「民事法ノート」くらいしかなかった。当時は、要約式の判決ではなかったので、判例集の判決の事実の記載を参考に学んだものである。また、当時の大学における民事訴訟法の講義も、新訴訟物理論が声高に語られ、既判力本質論や与効的、取効的訴訟行為論、客観的証明責任論など、抽象的・概念的であり、実務教育とは大きく隔たるものであった。私は、司法試験では民事訴訟法をとったが、刑事裁判等も、実務修習を終え研修所に帰って来る頃には、起訴状の起案や判決起案等も一応できるようになっていた。

4 私は、東京修習だったが、当時は弁護士は今ほど多くなく、弁護修習では、事件の修習だけでなく、夜の飲食の修習も充実していた。私どもだけかもしれないが、良い時代であった。後期の刑事裁判の起案の結果について、佐野真一検察教官から、「刑裁の起案で一人だけ無罪判決を書いた者がいる。任官希望なので名前は言わない。なあ、田島君」といわれたことがある。しかし、無事に修習を終了して任官でき、初任は刑事であった。